

	等応急対策事業 (7)～(9) 【略】	
2. 災害管理 施設等整備	(1)・(2) 【略】	

別記様式第1号、別記様式第2号 【略】

別記様式第3号（第7関係）

注1、注2 【略】

注3 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、「受益面積」には、地域面積を記載し、地域外被害想定面積を外数で括弧書きにより記載する。

注4 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の場合は、要領別紙1別記様式第7号（第6関係）施設長寿命化計画の概要を添付すること。

別記様式第4号～第7号 【略】

別記様式第8号（第10関係）

1 【略】

2 事業計画概要書（変更）

※1 要綱第9の3に基づく報告の場合 （地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事に限る。） は、別記様式第8-2号の〇〇地区地すべり工事実施計画概要書を使用する。

※2 要綱第9の3に基づく報告の場合（地すべり防止施設長寿命化対策工事に限る。）は、要領別紙10別記様式第1号の〇〇地区地すべり防止施設長寿命化対策工事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

※3 要綱第9の5又は7に基づく報告の場合は、別記様式第4号又は第5号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

※4 要綱第9の8に基づく報告の場合は、別記様式第3-3号の地すべり関連事業採択申請書に添付する地すべり関連事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第2 事業内容

1～10 【略】

11 地域排水機能強化計画策定

地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとと

	等応急対策事業 (7)～(9) 【略】	
2. 災害管理 施設等整備	(1)・(2) 【略】	

別記様式第1号、別記様式第2号 【略】

別記様式第3号（第7関係）

注1、注2 【略】

【新設】

【新設】

別記様式第4号～第7号 【略】

別記様式第8号（第10関係）

1 【略】

2 事業計画概要書（変更）

※1 要綱第9の3に基づく報告の場合は、別記様式第8-2号の〇〇地区地すべり工事実施計画概要書を使用する。

【新設】

※2 要綱第9の5又は7に基づく報告の場合は、別記様式第4号又は第5号の事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

※3 要綱第9の8に基づく報告の場合は、別記様式第3-3号の地すべり関連事業採択申請書に添付する地すべり関連事業計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載する。

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第2 事業内容

1～10 【略】

【新設】

もに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画を策定するものとする。

第3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第2の1及び11の事業にあつては、都道府県又は市町村に限る。

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

1 第2の1及び2の事業にあつては、第2の3から11まで又は要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。

2～7 【略】

8 第2の9の事業にあつては、要綱別表1のⅡの事業の実施要件に該当する事業に係るもの

9 【略】

10 第2の11の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの

(1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。

(2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

第5 事業の実施

1 第2の3から11までの事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。

2～5 【略】

要領別紙2 【略】

要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）

第4 実施要件

1 【略】

2 小規模事業

(1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

ア 防災受益面積がおおむね10ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね7ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 【略】

第3 事業実施主体

都道府県又は団体とする。ただし、第2の1の事業にあつては、都道府県又は市町村に限る。

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

1 第2の1及び2の事業にあつては、第2の3から10まで又は要綱別表1のⅡ又はⅢの事業を行う見込みがあること。

2～7 【略】

8 第2の9の事業にあつては、要綱別紙1のⅡの事業の実施要件に該当する事業に係るもの

9 【略】

【新設】

第5 事業の実施

1 第2の3から10までの事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付けるものとする。

2～5 【略】

要領別紙2 【略】

要領別紙3（ため池整備事業に係る運用）

第4 実施要件

1 【略】

2 小規模事業

(1) 第2の1の事業にあつては、次のいずれかに該当するもの。ただし、豪雨による決壊を防止するために行う工事にあつては、施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池に限る。

ア 防災受益面積がおおむね10ヘクタール（特例地域において行うものの防災受益面積については、おおむね7ヘクタール）以上であり、かつ、受益面積がおおむね5ヘクタール（要領別紙3別表第1に掲げる地域において行われるもの又はため池の決壊による想定被害額がおおむね3,000万円以上のものの受益面積については、おおむね2ヘクタール）以上のものであって、総事業費がおおむね3,000万円以上のもの

イ 【略】

- (2)～(5) 【略】
3～7 【略】

要領別紙3別表1 【略】

要領別紙3-2 (ため池整備事業に係る取扱い)

第5 ため池整備工事

1・2 【略】

3 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、旧農業用ため池の廃止を除き、次の要件のすべてに該当するものとする。ただし、複数のため池で新設又は変更を行う場合にあつては、(1)及び(2)の要件を除く。

4 【略】

5 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、旧農業用ため池の廃止を除き、事業実施主体は、団体とする。

ただし、高度な技術を要するものであつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

要領別紙4～6 【略】

要領別紙7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)

第2 事業の内容

1～3 【略】

4 土地改良施設豪雨対策事業

土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修

第3 事業実施主体

1 第2の1及び2の事業にあつては、都道府県又は団体(ただし、第4の1の(1)の実施要件に該当する事業にあつては、都道府県に限る。)

2 第2の3及び4の事業にあつては、都道府県又は市町村

第4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業(第2の1及び3の事業に限る。)

(1) 第2の1の事業にあつては、総事業費がおおむね1億円以上のもの

ただし、奄美群島及び離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく指定地域(以下「離島」という。)にあつては、5,000万円以上のもの

(2) 第2の3の事業にあつては、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの

2 【略】

3 第2の4の事業にあつては、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

- (2)～(5) 【略】
3～7 【略】

要領別紙3別表1 【略】

要領別紙3-2 (ため池整備事業に係る取扱い)

第5 ため池整備工事

1・2 【略】

3 受益面積が10ヘクタール未満のものにあつては、旧農業用ため池の廃止を除き、次の要件のすべてに該当するものとする。ただし、複数のため池で新設又は変更を行う場合にあつては、(1)及び(2)の要件を除く

4 【略】

5 受益面積が10ヘクタール未満のもの事業実施主体は、団体とする。

ただし、高度な技術を要するものであつて、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものについては、都道府県を事業実施主体とすることができる。

要領別紙4～6 【略】

要領別紙7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)

第2 事業の内容

1～3 【略】

【新設】

第3 事業実施主体

1 第2の1及び2の事業にあつては、都道府県又は団体(ただし、第4の1の(1)の実施要件に該当する事業にあつては、都道府県に限る。)

2 第2の3の事業にあつては、都道府県又は市町村

第4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業(第2の1及び3の事業に限る。)

(1) 第2の1の事業にあつては、総事業費がおおむね1億円以上のもの。

ただし、奄美群島及び離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく指定地域(以下「離島」という。)にあつては、5,000万円以上のもの

(2) 第2の3の事業にあつては、要領別紙1別記様式第5号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの

2 【略】

【新設】

ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

第5 対象施設

1 農業用河川工作物応急対策事業

- (1) 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの
- (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの
- (3) 【略】

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）

3 【略】

4 土地改良施設豪雨対策事業

地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

- (1) 建造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設
- (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
- (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

第6 対象地域

第2の3の事業を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

第7 事業の実施

1・2 【略】

3 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第3号により事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙8・9 【略】

要領別紙10（地すべり対策事業に係る運用）

第2 事業内容

1～3 【略】

4 地すべり防止施設長寿命化対策工事

地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

第5 対象施設

1 農業用河川工作物応急対策事業

- (1) 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。
- (2) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。
- (3) 【略】

2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る。）。

3 【略】

【新設】

第6 対象地域

第2の3の事業の事業を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

第7 事業の実施

1・2 【略】

【新設】

要領別紙8・9 【略】

要領別紙10（地すべり対策事業に係る運用）

第2 事業内容

1～3 【略】

【新設】

第3 事業実施主体

- 1 第2の1、2及び4の事業にあつては、都道府県
- 2 第2の3の事業にあつては、団体

第4 実施要件

地すべり対策事業における要件は次に掲げるとおりとする。

- 1～3 【略】

4 地すべり防止施設長寿命化対策工事

要領別紙1別記様式第5号の施設長寿命化計画等による施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

第5 事業の実施

第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙10別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

第6 その他

第2の1の事業の完了に当たっては、地すべり防止施設の長寿命化に向けた管理方法を定めるものとする。

要領別紙1別記様式第1号～第8号 【略】

第3 事業実施主体

- 1 第2の1 及び2の事業にあつては、都道府県
- 2 第2の3の事業にあつては、団体

第4 実施要件

地すべり対策事業における要件は次に掲げるとおりとする。

- 1～3 【略】

【新設】

【新設】

【新設】

要領別紙1別記様式第1号～第8号 【略】

地域排水機能強化計画

第1 地域概要

農業の現状、基礎情報（地形、地質、気象）、排水状況（土地利用の変動状況）等について記載する。

第2 想定される被害

既往の豪雨災害状況や築造後における自然的・社会的状況の変化により湛水被害を生ずるおそれの有無、被害が発生した際の地区内の想定被害状況、想定被害額等について記載する。

第3 施設の現状

土地改良施設の現状、周辺の住宅や公共施設の状況、豪雨に対する機能評価結果等について記載する。

第4 課題及び整備方針

豪雨災害に対する地域の課題、排水機能を総合的に強化するために必要となる整備事業の実施方針及びその費用、期待される効果等について記載する。

第5 土地改良施設豪雨対策事業の内容

1. 事業概要

地区名				所在地					
工期				事業実施主体					
防災受益面積 (ha)				総事業費 (千円)	負担区分 (%)				備考
水田	畑	その他	計		国	県	市町村	その他	
想定被害額 (千円)							備考		
作物	農地	農業用 施設	公共施設	家屋 その他	計	うち 農外分			

2. 整備内容

対象施設名	事業内容	事業量	概算事業費	予定工期	施設管理者	受益面積	備考
計	—	—			—		

注) 位置図及び計画平面図を添付すること。

要領別紙 7 別記様式第 3 号 (第 7 関係)

土地改良施設豪雨対策事業計画概要書

地区名			所在地			
工期			防災受益面積	h a	事業実施主体	
総事業費	負担区分				費用対効果	
	国	都道府県	地元負担金			備考
			市町村	賦課金	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当該地域及び当該施設の特徴並びに事業の必要性						
当該地域の整備方針						
採択要件						
整備内容	対象施設	事業量	事業費(内訳)	事業内容	施設管理者	

注) 位置図及び計画平面図を添付すること。

【新設】

〇〇地区地すべり防止施設長寿命化対策工事業計画概要書

着工年度 平成 年度
事業主体

地域番号	指 定 年 月 日	地 区 名	地域面積	総事業費	防止工事 施行年度	計画概要図
			ha		～	(注)以前に実施した防止工事の種類、箇所等を記入し、今回実施する長寿命化対策工事の種類、箇所等について記入する。
所在地	郡 町 大字 字 市 村					
以前に実施した地すべり防止工事概要						
今回実施する長寿命化対策工事概要						